

令和7年度介護保険事業者等集団指導

共通事項③ ～各種申請について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課



1. 指定申請・届出について
2. 電子申請届出システムについて

1.指定申請・届出について

指定（許可）更新について①

長野県作成「介護保険事業者指定申請・届出の手引き」（令和7年4月版）に記載の事項を説明します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス > 市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報 > 介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式

更新日：2025年5月28日

介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式

※令和6年4月1日から申請関係等様式が変更となりました。

※指定申請・届出の手引きを参照の上、申請等をお願いします。

○事業者の指定等に係る要綱及び実施要領

- [PDF 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防居宅サービス事業者の指定等に関する要綱（PDF：115KB）](#)
- [PDF 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防居宅サービス事業者の指定等に関する要綱の実施要領（PDF：67KB）](#)
- [PDF （要領別表）（PDF：102KB）](#)
- [PDF ○介護保険事業者 指定申請・届出の手引き（PDF：2,590KB）](#)

○受付窓口： 各保健福祉事務所 福祉課
（土、日、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除きます。）

○提出部数： 2部

1 指定（許可）・更新申請書

6 老人福祉法関係届出様式

介護保険事業者 指定申請・届出の手引き

令和7年4月版

長野県 健康福祉部 介護支援課

指定（許可）更新について②

指定（許可）更新の申請手続き



申請様式

指定（許可）更新申請書

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>



添付書類

各サービス（施設）種類別の申請書確認票に記載する書類（手引きp14～）



提出期限

県介護支援課／松本市高齢福祉課： 有効期間満了日のおおむね1月半前から30日前まで
長野市高齢者活躍支援課： 有効期間満了日の1ヶ月前まで
（地域密着型サービスは指定更新日の2ヶ月前）

休止中の事業所・施設にあっては、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出し、指定基準を満たした場合は、更新を受けることができます。しかし、指定基準を満たしていない場合は、指定の更新を受けることができず、指定の有効期間満了日をもって、指定の効力を失うことになります。
指定の更新を受ける意向がない場合は、速やかに「廃止届」を提出してください。



指定（許可）更新について③

三 みなし指定の更新について

次のサービスについては、「みなし指定」が適用され、指定(許可)更新の手続きは必要ありません

区分	「みなし指定」が適用されるサービス提供主体 (法71~72条、115条の11、則127~128条等)	「みなし指定」となるサービス ※それぞれ介護予防サービスを含む。
ア	健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた病院・診療所	訪問看護（訪問看護ステーションを除く） 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション
イ	健康保険法に基づき保険薬局の指定を受けた薬局	居宅療養管理指導
ウ	介護老人保健施設 介護医療院	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護

- ア、イの事業所については、**指定更新申請の手続きは必要ありません。**
- ウの対象となる、介護老人保健施設、介護医療院で行う短期入所療養介護等の各事業所については、**本施設で指定（許可）更新があれば、指定の更新があったものとみなされます。**



変更の届出・変更の申請について①

介護保険事業者の指定（許可）を受けた後、事業所の**名称や所在地その他厚生労働省令**（施行規則第131条等）で定める事項に変更があった場合は、**事業所・施設単位**で、電子申請システム（松本市を除く）又は書面により**変更の届け出又は変更の申請**を行う必要があります。

変更の申請

（手引き p 32（1））



届出様式

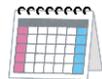
様式第一号（五）「変更届出書」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>



添付書類

「変更届出事項及び添付書類一覧表」（手引き p 36～）のとおり



提出期限

変更日から10日以内

- ✓ 法人情報（代表者の変更、事業所在地の変更等）に係る変更届については、法人ごとに1部作成し、県介護支援課、長野市又は松本市あてに提出してください。その際、法人が開設する介護保険事業所の介護保険事業者番号・事業所名称・サービス種類・所在地を記した一覧表（任意様式）を添付してください。
- ✓ 複数のサービス事業所で同一の介護保険事業者番号が付番されるのは、名称及び所在地が同一の場合のみです。同じ介護保険事業者番号で複数のサービス事業所を運営している場合、名称又は所在地を変更した事業所は、介護保険事業者番号が変更となりますので、ご注意ください。



変更の届出・変更の申請について②

変更の申請

「介護老人保健施設」等において建物の構造変更や平面図の変更など、許可事項に関わる重要な変更を行う際に必要な手続き（手引き p32（2）～）

施設の種類	変更事項
介護老人保健施設 及び 介護医療院	①敷地の面積・平面図 ②建物の構造概要・平面図、施設・構造設備の概要 ③施設共用の有無、共用の場合の利用計画 ④運営規定（「従業員の職種・員数・職務内容」並びに「入所定員又は療養室の定員の増加」に係る部分に限る） ⑤協力病院（施行規則第136条第2項）（施行規則第138条2項）
	施設の管理者（法第95条）（法第109条）
	公告事項（法第98条）（法第112条第1項第4号）
特定施設入居者 生活介護	利用定員の変更（増加）（法第70条の3）

- ✓ 上記事項に変更がある場合は、**1月前**に、電子申請届出システム又は「申請書（書面）」に添付書類を添えて申請してください。
※書面の場合、県保健福祉事務所福祉課に2部、長野市所在の事業所については長野市高齢者活躍支援課へ1部、松本市所在の事業所については松本市高齢福祉課へ1部提出。
- ✓ **変更の申請にあたっては事前にご相談ください。**



廃止（辞退）・休止・再開届

廃止（辞退）届

- 届け出期限** : 廃止する日の**1か月前まで**に届け出が必要
提出書類 : 廃止・休止届出書
 : 又は指定辞退届出書（介護老人福祉施設の場合）
注意点 : 再度事業を始める場合は、**新たに指定申請が必要**になります。

休止届

- 届け出期限** : 休止する日の**1か月前まで**に届け出
提出書類 : 廃止・休止届出書
休止期間 : **原則 6か月以内**（自治体によっては最長1年）
 : 再開の見込みがない場合は**廃止届の提出が必要**

再開届

- 届け出期限** : 再開した日から**10日以内**に届け出
 : 一部自治体では**再開予定日の1か月前に事前協議**が必要
提出書類 : 再開届出書※再開に伴い、変更事項が生じた場合は
 : 「変更届」及びその添付書類
添付書類 : 長野県及び松本市…①「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
 : ②「従業員の資格を証する書類」
 : 長野市……………①勤務形態一覧表
 : ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ✓ 電子申請届出システム又は「申請書（書面）」により届出してください。
※書面の場合、県保健福祉事務所福祉課に2部、長野市所在の事業所については長野市高齢者活躍支援課へ1部、松本市所在の事業所については松本市高齢福祉課へ1部提出。
- ✓ 同一サービスの「**居宅サービス**」と「**介護予防サービス**」を一体的に運営している事業所については、廃止・休止・再開の届出を**まとめて行うことが可能**です。
- ✓ 事業者が事業を休止・廃止する場合は、それまでの利用者に対して、継続的なサービス提供のための便宜の提供を義務付けられています。
（法第74条第5項、法第115条の4第5項）

2.電子申請届出システムについて

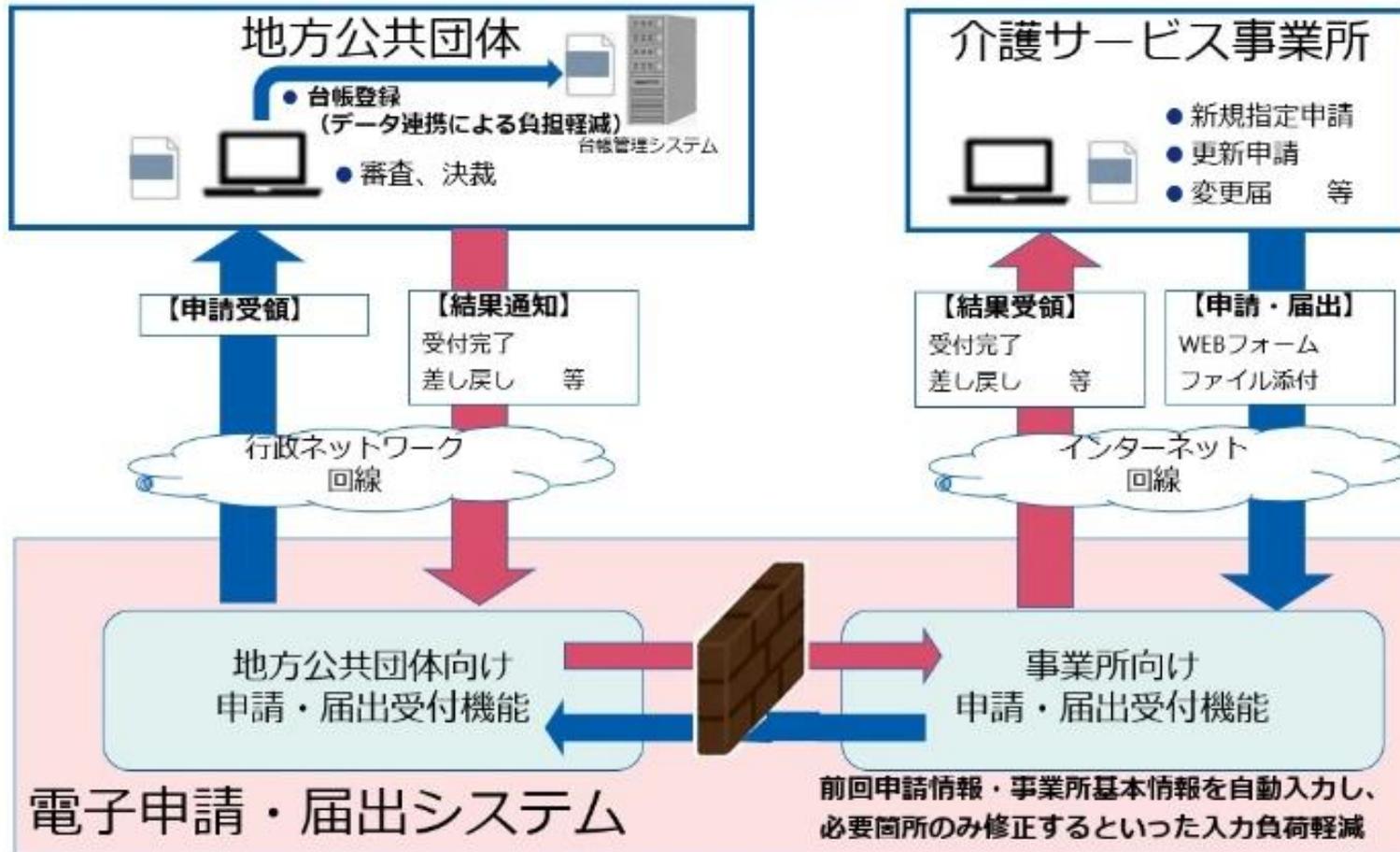
電子申請届出システムの概要①



電子申請届出システム

介護分野における文書業務の負担軽減を目的として、介護事業者が全国の地方公共団体に対し、介護サービスの指定申請や各種届出を簡便に行えるよう、導入されたオンライン申請システム。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

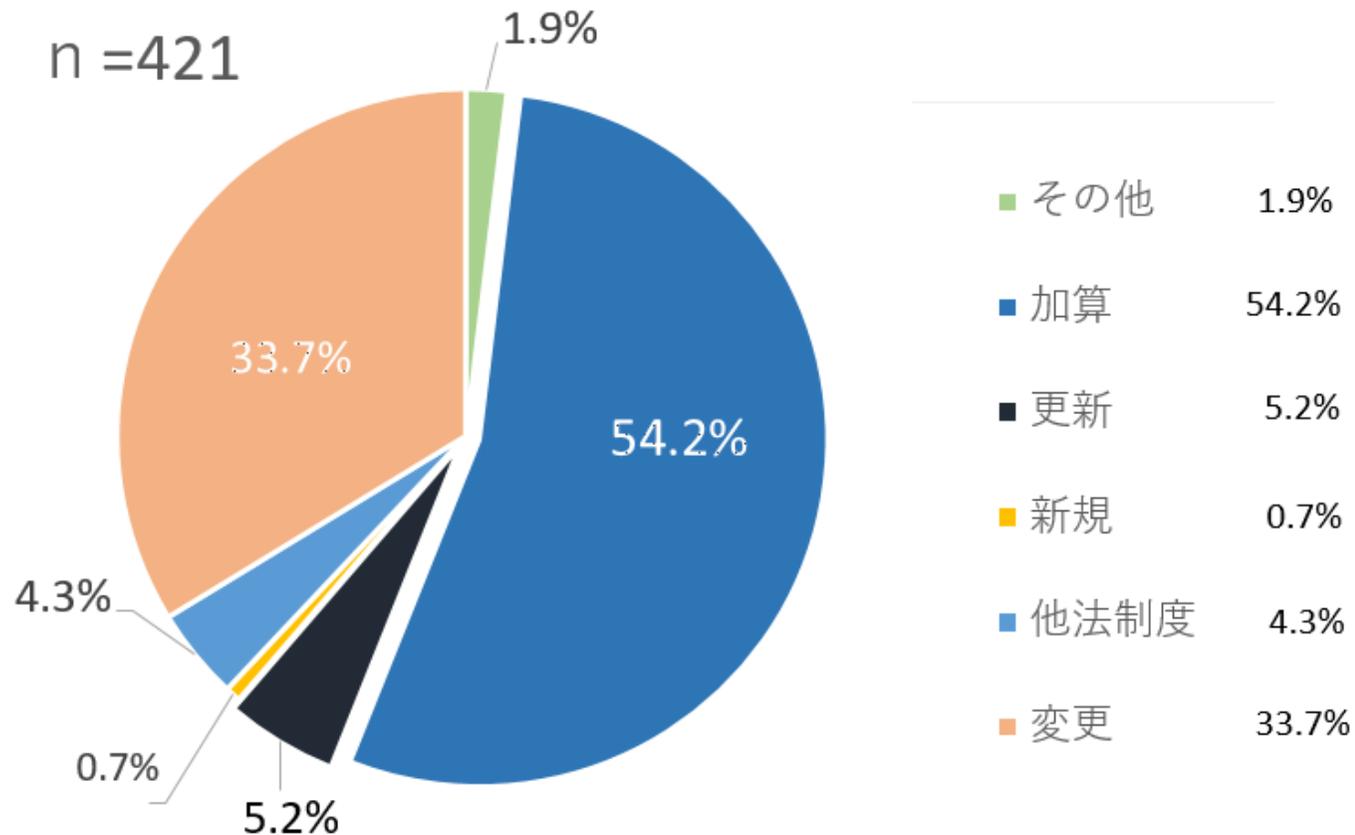


長野県では令和6年10月1日から運用を開始しています。
※各市町村の受付開始時期については、各市町村へお問い合わせください。



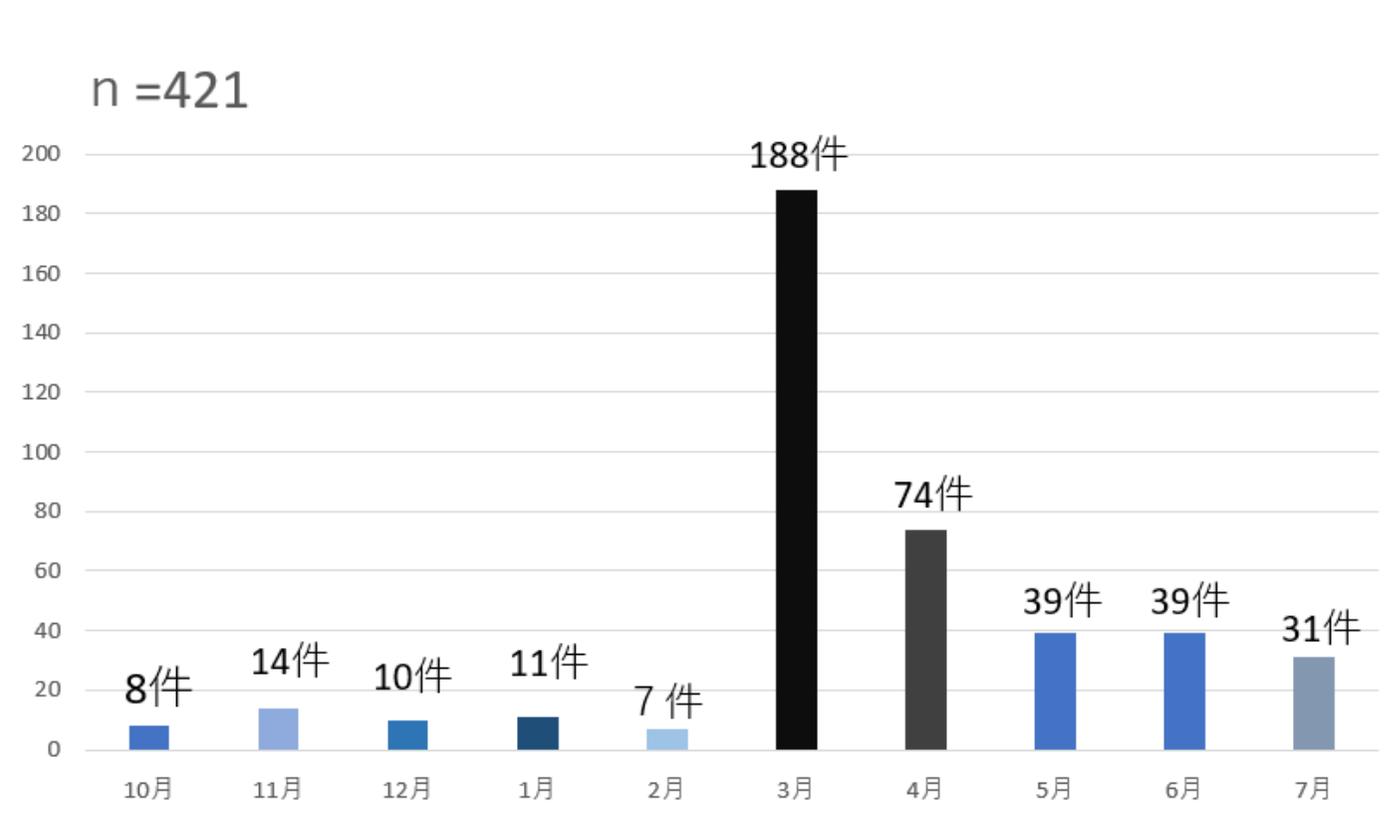
電子申請届出システムの概要③

- R6.10～R7.7 までに行われた申請を種別ごとにグラフにしました
- 加算の届出が54.2%と半数以上を占め、続いて変更の届出が33.7%でした
- 加算の届出と変更の届出を合計すると87.9%で、約9割を2つの届出が占めました
- まだ電子申請届出システムで申請したことのない事業所に当たっては、上記2つの届出から始めるのを検討ください



電子申請届出システムの概要②

- R6.10からR7.7までに行われた申請を届出時期ごとのグラフにしました
- 3月が188件と最も多くなり、3月と4月を合わせると262件で、全体の約6割を占める結果となりました
- 「高齢者虐待防止措置未実施減算」や「業務継続計画未策定減算」など、基準を満たしていても、届出しなければ「減算」となる項目が創設されたことが要因と考えられます
- サービスや時期によって届出しなければいけない項目等は電子申請届出システムの活用をお願いします



電子申請届出システムの概要④

電子申請届出システム活用のメリット

✓ 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業者

- ・オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます。
- ・複数の申請届出を本システム上で行うことができます。
- ・一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます。
- ・**申請届出の状況をオンライン上で確認**できます。
- ・上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上に活用**できます。

本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

新規指定申請

様式・付表の
ウェブ入力
ができます！

変更届出

添付書類も一緒に提出
することができます！

更新申請

その他申請
届出※1

加算に関する
届出

他法制度に
基づく申請届出

老人福祉法等に基づく
申請届出も可能です！

※1：「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

電子申請届出システムの画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。



<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



電子申請届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ユーザ情報](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#) [ログアウト](#)

メニュー

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口は右上専用窓口より利用ください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認**
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

<ol style="list-style-type: none">新規指定申請 新規指定申請を行う機能変更届出<ol style="list-style-type: none">介護保険事業の変更届出 介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能法人情報に係る一括変更届出 複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能更新申請 更新申請を行う機能	<ol style="list-style-type: none">その他<ol style="list-style-type: none">再開届出廃止・休止届出指定辞退届出指定を不要とする旨の届出 ※介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※介護予防支援委託の届出 ※指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請 ※ ※ 4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ加算に関する届出 加算に関する届出を行う機能他法制度に基づく申請届出 介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能
---	--

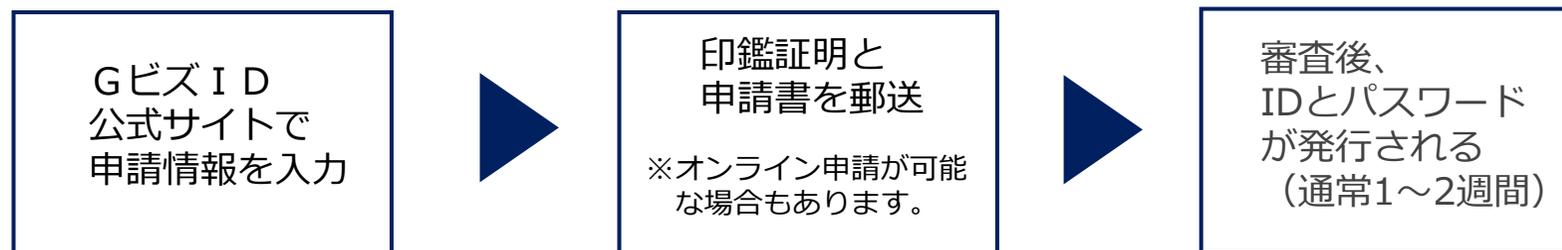
G Biz IDの取得について

G Biz IDとは、法人や個人事業主が**行政手続きをオンラインで行うための共通アカウント**です。これを使えば、**複数の行政サービス**にひとつのIDとパスワードでログインできるようになります。



G Biz ID申請の流れ

※電子申請届出システムの利用にはG Biz IDの取得が必要です。



詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



受講報告について

「説明動画の視聴 + 資料の閲覧」 → 受講確認票の提出 → 出席となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**
(例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。)
- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含まれます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。
(当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。)
- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちらの二次元コードから申請が可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和8年1月16日（金）**です。

(締切日以降は受付できなくなります。)

